

玉村町経営改革実施計画

(平成24~26年度)

平成24年3月

玉 村 町

～ 集中改革プランとの関係 ～

< 集中改革プランの取組項目 >

- (1) 事務事業の再編・整理等 A
- (2) 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用） B
- (3) 定員管理の適正化 C
- (4) 手当の総点検をはじめとする給与の適正化 D
- (5) 第三セクターの見直し E
- (6) 経費節減等の財政効果 F
- (7) 地方公営企業関係 G

目 次

★H17 は、玉村町経営改革町民委員会の平成 17 年度における提言に基づく項目です。

★H19 は、玉村町経営改革町民会議の平成 19 年度における意見書に基づく新たな項目、又はその意見書に基づき内容の一部に変更を加えた項目です。

★H21 は、玉村町経営改革町民会議の平成 21 年度における意見書に基づく項目です。

★H22 は、玉村町経営改革町民会議の平成 22 年度における意見書に基づく項目です。

経営方針① 「町民参画・協働の推進と町民満足度を向上させる行政経営」

【経営戦略 1】 町民の皆さんの意見や考えを行政活動につなげ、協働のまちづくりを推進するため、町民参画型行政を進めます。

集中改革プランとの関係



	頁	
② 町民とのパートナーシップの視点に立ち、情報公開を積極的に進め行政の透明性を確保します。		
(1) 情報公開の推進		
1 行政コストの公表	1	A
(2) 情報発信機能の強化		
2 メール配信システムによる情報の発信	1	A
③ 重要な施策の意思決定過程に町民が参加できるシステムをつくり、行政への参画を促進します。		
(1) パートナーシップ型行政の推進		
3 協働のまちづくり指針と基本計画の策定 ★H22	1	A
4 住民参加条例の制定	2	A
④ 自助、互助、公助の視点に立ち、町民と行政との役割を考えながら「地域の力」を創出し、業務を見直します。		
(1) 「地域力」の創出		
5 啓発事業の実施と相互扶助のシステムづくり ★H17 ★H19	2	A
6 協働による公園等の管理	2	A
7 地域協働型まちづくり組織の検討 ★H22	2	A
(2) ボランティア等の推進		
8 協働推進センターの運営充実 ★H17 ★H21	3	A
(3) 産・学・官の連携の推進		
9 官学の協力体制の推進（県立女子大学等）	3	A
10 県立女子大学との連携関係深化	3	A

【経営戦略 2】 町民満足度を向上させるため、「顧客志向」の行政経営を行います。

② 町民が利用しやすく、町民の目から見て清潔で綺麗な施設とします。		
(1) 利便性の向上		
11 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	3	A
④ 健康で安心して生活できる環境を構築します。		
(1) 健康づくりと町民 1 人 1 スポーツの推進		

12 健康づくり推進のためのネットワークおよび推進体制の構築 ★H17	4	A
13 町民1人1スポーツの推進	4	A
(2) 障がい者福祉の推進		
14 精神疾患を抱える人のためのサロンの開設	4	A
(3) 安全・安心まちづくりの推進		
15 安全・安心まちづくりの推進	5	A
⑤ 子育て支援の充実を図り、子育てを社会全体で支援する環境を構築します。		
(1) 子育て支援体制の充実		
16 子育て支援のネットワークづくり ★H17	5	A
17 ファミリーサポートセンターの運営充実 ★H17	5	A

経営方針② 「職員・組織が主体的かつ連携して変革し続ける行政経営」

【経営戦略3】 一人ひとりの職員が、町民のために不断に挑戦・変革し続けます。

① 職員一人ひとりが将来を展望する提案を行い、主体的に改革に取り組みます。		
(1) 職員の創造力・能力の活用		
18 職員の創造力・能力の活用	6	A
③ 職員の努力や能力が直接反映し、個々のやる気を引き出す新しいシステムを構築します。		
(1) 職員の活力の発揮		
19 能力・実績主義の確立 ★H19	6	A D

【経営戦略4】 組織が互いに連携し、常に変化し続ける町民ニーズに機動的に対応できる体制づくりを進めます。

① 社会経済情勢や町民ニーズの変化に対応した組織・機構に再編し続けます。		
(1) 第三セクター、地方公社等の見直し		
20 第三セクター、地方公社等の見直し	6	E
④ 町民生活を脅かす様々な危機に対して、組織が連携して機動的に対応できる体制を構築します。		
(1) 危機管理体制の構築		
21 防災危機管理体制の確立	7	A

経営方針③ 「新しい時代にふさわしい効率的で小さな役場づくりを目指す行政経営」

【経営戦略5】 コストの最適化を図るとともに、質の高い施策展開を行い、財政の健全化を進めます。

① 改革・改善について明確な目標を掲げ、具体的な数値や期限を示します。		
-------------------------------------	--	--

(1) 定員管理の適正化				
22 定員管理適正化計画に沿った定員管理（削減）の実施 ★H19	7		C	G
(2) 財政指標				
23 財政力等の指標	8			F
24 収納率の向上 ★H19	9	A		F G
③ 受益者負担の適正化と全庁的な歳入確保に努めます。				
(1) 受益者負担の適正化				
25 受益者負担の見直し	10	A		F G
(2) 全庁的な歳入確保				
26 広告料の研究	10	A		F
27 未利用財産の売り払い	10	A		F G
④ 徹底した歳出経費削減と、スピード、コスト、成果を重視した事業の見直しを行います。				
(1) 補助金の整理・合理化、透明性の向上				
28 補助金の見直し	10	A		F
(2) 公共工事のコスト縮減				
29 公共工事のコスト縮減	11	A		F G
30 多様な入札制度の活用	11	A		F G
(3) 監査の充実				
31 監査機能の強化の研究	11	A		F G
⑤ 地域経済の活性化と循環型社会の構築を図ります。				
(1) 地域産業の活性化				
32 スマート I C 周辺関連事業の推進	11	A		
33 企業誘致の積極的な推進 ★H17	12	A		
34 起業・創業と経営の支援 ★H17	12	A		
35 構造改革特区の検討	12	A		
(2) 農業の振興				
36 地産地消の推進 ★H17	12	A		
37 生産者と消費者の交流事業を通じた農業振興、農村活性化 ★H17	12	A		
38 地元農産物の加工所の建設 ★H17	13	A		
(3) 観光の振興				
39 観光の振興	13	A		
(4) 定住促進				
40 「住みたいまち・たまむら」住民誘致戦略	13	A		
(5) ゴミの減量化・資源化の促進				
41 ゴミの減量化・分別化・資源化の推進 ★H17 ★H19	14	A		
42 一般廃棄物処理の有料化 ★H17	14	A		F

【経営戦略6】 サービスの質の最適化を図るとともに、民間活力を積極的に導入しスリムな行政体をめざします。

① 行政サービスの質を、受け手の立場に立った「町民視点」「納税者視点」を重視した効果的・効率的で最適なものとします。

(1) 効果的・効率的な行政手法の導入

43 行政評価制度の導入 1 4 **A**

G

② 事業実施や施設の管理運営をNPOやボランティア、民間企業等に移行させることを積極的に推進します。

(1) 指定管理者制度の導入

44 指定管理者制度の導入推進 1 5 **A B**

F

(2) 監理チェック体制の強化

45 委託施設の監理チェック体制の強化 **★H19** 1 5 **A B**

F

【経営戦略1】－②－(1) 情報公開の推進

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度			担当課
			H24	H25	H26	
1	行政コストの公表	<p>地方公共団体は、民間企業のように利益を追求しないが、地方自治法に定められている「最少の経費で最大の効果を挙げる」ためには、常にコスト意識を持って行政サービスを提供することが必要となります。</p> <p>この行政サービスの提供のためには、町がどのような活動をしたのか、コスト（費用）という側面から、1年間に実施した活動実績に関する情報として、財務書類4表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を作成し、町の財政状況をより詳しく町民のみなさんにお知らせすることで、開かれた町政運営を推進します。</p>				総務課

【経営戦略1】－②－(2) 情報発信機能の強化

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度			担当課
			H24	H25	H26	
2	メール配信システムによる情報の発信	<p>町民用メール配信システムを新たに開始し、町民を対象に、防災・防犯・町政などの情報を随時メールで配信します。同時に、職員用メール配信システムの導入に取り組み、災害時の対応に備えます。</p> <p>また、従来より実施の学校用メール配信システムと併せて、「玉村町メール配信システム」として、その運用の充実を図っていきます。</p>				経営企画課

【経営戦略1】－③－(1) パートナーシップ行政の推進

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度			担当課
			H24	H25	H26	
3	協働のまちづくり指針と基本計画の策定 ★H22	<p>本町では自治基本条例や第5次総合計画において「協働のまちづくり」を町政運営の原則に定めていますが、協働に対する解釈や理解が十分に浸透しているとはいえない状況にあります。</p> <p>まちづくりに関わる住民、団体、地域等と行政が、協働のまちづくりの取り組みをより具体化するために、協働を推進するための考え方や方針を定め、その方針に沿った推進方策（基本計画）を策定します。</p> <p>また、既存行政活動の協働化、協働による新規事業の企画など、協働のまちづくりを実践する上で活用する「ガイドブック」を作成します。</p>				経営企画課

4	住民参加条例の制定	<p>自治基本条例では「住民は、だれもがまちづくりに積極的に参加し、住民が主体となったまちづくりを進めます。」と謳い、住民参加を町政運営の原則としています。このことを具現化するためには行政活動の諸過程への住民の参加を制度化・体系化した条例を制定する必要があります。</p> <p>パブリックコメント手続など要綱で先行し制度化しているものも含め、本条例の体系の中に組み入れます。</p>	検討	実施	経営企画課

【経営戦略1】－④－(1) 「地域の力」の創出

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度			担当課
			H24	H25	H26	
5	啓発事業の実施と相互扶助のシステムづくり ★ H17 ★H19	<p>住民が心理的な負担や抵抗感を伴わず、活動の契機を掴めたり、「公益活動」の楽しさを味わえたり、「生きがい」を感じさせたりするような行政側の配慮が行き届いた啓発活動ときめ細やかな仕掛けを創出します。</p> <p>特に、団塊世代の「地域人」としての自覚の醸成、新しい高齢期観を自ら培う「プロダクティブ・エイジング」(生産性を備えつつ年を重ねること)の啓発、地域回帰支援の態勢整備・組織化、地域活動諸団体とのマッチングをはじめ、多くの住民や団体・組織等がパートナーシップをもって「協働のまちづくり」に参加・参画してもらうための馴染みやすい相互扶助のシステムを構築します。</p>	実施			経営企画課
6	協働による公園等の管理	<p>町内に広く分布する中・小規模公園は、地域の公園としてさらなる利活用が望まれます。そのため、まちづくりの観点から、公園のあり方について、地域の住民との意見交換を実施し、地域に望まれる「公園活用のあり方」と「その後の管理」について地域のアイデアと創意工夫を得て、官民協働による公園の再整備と地域での官民協働による公園管理を目指します。また、道路管理についても、協働管理を推進します。</p>	実施			都市建設課
7	地域協働型まちづくり組織の検討 ★H22	<p>地域には区の組織、ボランティア組織、子ども会、長寿会などの団体があるが、こうした様々な人たちが協働・連携し、地域力を高め安全・安心で活力ある地域社会づくりが求められている。</p> <p>多様な住民が地域のまちづくりに参画し、能力・個性を発揮する地域協働型のまちづくりを支援する仕組みづくりを検討します。</p>	実施			総務課

【経営戦略1】－④－(2) ボランティア等の推進

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度			担当課
			H24	H25	H26	
8	協働推進センターの運営充実 ★H17	住民、ボランティア、NPO、企業、各種団体などと行政との協働による新しい公益活動、新しい地域社会づくりを支援することを目的とし、情報提供や相談業務のほか、作業、会議、交流打ち合わせ等の場としても対応できる住民活動サポートセンターをばるを設置しました。住民の参画意識の高揚を図るとともに、コーディネーターによる供給側と需要側の仲介を行うなど、住民参画・協働を推進します。 なお、今後は、より住民主体の運営となるよう、運営の民営化を目指していきます。	実施 			経営企画課

【経営戦略1】－④－(3) 産・学・官の連携の推進

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度			担当課
			H24	H25	H26	
9	官学の協力体制の推進(県立女子大学等)	現在、各種イベントへの協力や各種審議会の有識者として県立女子大学と連携し、一定の成果をあげています。今後は、大学生の自主性や専門性を生かした指導・支援をさらに工夫することにより、官学の協力による教育活動の一層の充実を図ります。さらに、県立女子大学以外にも連携先を拡大し、大学との連携強化につなげます。	実施 			学校教育課
10	県立女子大学との連携関係深化	町は県立女子大学と「連携協力に関する包括協定」を平成22年度に締結しました。この協定のもとに、庁内各課や女子大と連絡を密にするなど連携事業の充実に向けた情報収集に努めると共に、連携事業の年次計画作成と評価などを行い、大学との協働のまちづくりを推進します。	実施 			経営企画課

【経営戦略2】－②－(1) 利便性の向上

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度			担当課
			H24	H25	H26	
11	バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	様々な人の利用に配慮したバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるため、町が行うあらゆる施策について、様々な人の利用や参加に配慮しながら進めることにより、様々な人の多様な生き方を尊重し合える社会を実現する取り組みを積極的に進めます。	実施 			経営企画課

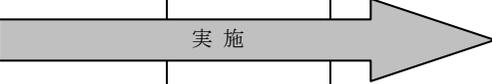
【経営戦略2】－④－(1) 健康づくりと町民1人1スポーツの推進

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度			担当課
			H24	H25	H26	
12	健康づくりのためのネットワークおよび推進体制の構築 ★H17	<p>健康づくりは、個人のみ問題でなく、地域社会全体の問題として認識されており、住民の主体的な健康づくりを推進し、支援する地域の基盤整備とネットワーク化が求められています。</p> <p>そのため、「はつらつ玉村21」計画に基づく健康づくり事業を推進することにより、健康づくり推進のためのネットワーク活動を充実させ、住民がより良い環境のもとで健康づくりに励めるように努めます。</p> <p>また、これまで、各課毎に実施されてきた食育関連事業については、関係各課が連携し合い、全庁的に取り組むため、「食育推進委員会及び作業部会」を設置し、「玉村町食育推進計画」を策定しました。本計画の推進にあたっては、食育推進委員会を中心に全庁的に取り組んでいきます。</p> <p>さらに、現在、活動を行っている「健康づくり推進協議会」の活性化と充実を図り、地域ぐるみで健康づくりができる体制を強化します。</p>				健康福祉課
13	町民1人1スポーツの推進	<p>町民体育祭をはじめ、各種スポーツ大会やスポーツ教室を開催し、すべての町民がスポーツを楽しむための各種事業を展開するとともに、健康増進の一環として、町民が生涯にわたり健康で活力に満ちあふれた人生を送ることができるよう、「町民1人1スポーツ」を目標に、生涯スポーツの普及、スポーツ・レクリエーション活動の充実を推進します。</p>				健康福祉課

【経営戦略2】－④－(2) 障がい者福祉の推進

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度			担当課
			H24	H25	H26	
14	精神疾患を抱える人のためのサロンの開設	<p>精神障がい者の増加に伴い、仕事や自立支援事業所等に通えない在宅の精神障がい者からの相談が増えています。そこで、在宅の精神疾患を抱える人のための居場所づくりや社会参加のための動機づけを目的に、交流の場としてのサロンを開設する。</p>				健康福祉課

【経営戦略2】－④－(3) 安全・安心まちづくりの推進

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度			担当課
			H24	H25	H26	
15	安全・安心まちづくりの推進	<p>空き巣や車上あらしなどの街頭犯罪に対する注意を促すため、車両による放送やチラシの配布などの広報活動を積極的に行い、犯罪の未然防止に努めるとともに、住民の防犯意識の高揚を図るため「安全・安心まちづくり条例」を遵守し、「自らの安全と安心は自らの手で守る」という精神のもと、安全・安心まちづくり推進協議会と連携し、各種啓発事業やパトロールの充実を図ります。</p> <p>また、災害時に地域住民による初期消火、救出・救護活動等、応急活動の中心となる自主防災組織や、街頭犯罪を未然に防止するための自主防犯組織などの育成支援を行い、行政との協働による住民主体の防犯・防災・交通安全活動を推進します。</p>				生活環境安全課

【経営戦略2】－⑤－(1) 子育て支援体制の充実

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度			担当課
			H24	H25	H26	
16	子育て支援のネットワークづくり ★H17	<p>多様な保育ニーズに即応することを目的として、子育て支援サービス・保育サービスの情報の集約と発信、ボランティアコーディネートなどを効率的に行うためには、地域の子育て支援に係る人的資源のネットワークづくりが必要です。</p> <p>町内における子育て支援ボランティア、子育てサークル、その他関係団体などをネットワークし、活用するセンター機能を有した組織の設置を推進し、子育て支援体制の充実を図ります。</p>				子ども育成課
17	ファミリー・サポート・センターの運営充実 ★H17	<p>子育て世代の多い玉村町においては、ライフスタイルに合わせた様々な子育てニーズが求められており、保育所の送迎や一時預かり、家事援助活動など、保護者の急用、病気や怪我などのために、一時的に子育ての手助けが欲しい家庭を会員組織で支援するファミリーサポート事業は、個々の家庭の種々の保育ニーズに即応できる利便性があります。</p> <p>次世代育成支援地域行動計画に基づき、多様化する保育ニーズに、柔軟に対応するため導入したファミリーサポート事業の運営充実を図り、働く人々の仕事と子育ての両立を地域で支援する仕組みを構築します。また、平成23年度から開始した「病児・病後児預かり」についても、併せて充実を図ります。</p>				子ども育成課

【経営戦略3】－①－(1) 職員の創造力・能力の活用

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度			担当課
			H24	H25	H26	
18	職員の創造力・能力の活用	事務事業に関する職員の提案を奨励し、職員の業務に関する研究心の向上と事務事業の能率向上を図るため、積極的に職員提案・職場提案制度を活用するとともに、職員自らが様々な課題を発掘し、目的意識と意欲をもって行う自主研究グループの活動を支援します。	実施 			総務課

【経営戦略3】－③－(1) 職員の活力発揮

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度			担当課
			H24	H25	H26	
19	能力・実績主義の確立 ★H19	社会情勢の変化や多様化・高度化する住民ニーズに対応できる人材を育成するためには、職員の意欲や能力を高める人事施策が必要です。 その手法の一つとして人事評価制度を活用することにより、職員の知識や能力、長所や短所などを的確に把握し、職員の人材育成や能力開発に活用します。 具体的には、職務遂行のプロセスや勤務態度等を評価する「能力評価」と目標管理の手法を取り入れた「業績評価」を導入し、職務遂行における能力・実績を重視するとともに、適切なフィードバックにより、職員の意欲や達成感を高め、継続的に成果をあげることのできる組織を構築します。 また、成果重視・人材育成重視の観点に立った人事評価を行うことにより、職員の能力や成果に応じた昇給制度を確立し、職務意欲向上へのインセンティブを高め、組織全体の活性化を図ります。	実施 			総務課

【経営戦略4】－①－(1) 第三セクター、地方公社等の見直し

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度			担当課
			H24	H25	H26	
20	第三セクター、地方公社等の見直し	第三セクター、地方公社等については、その設置目的、事業内容、果たしている役割、望ましいあり方、組織や職員の状況等を総点検し、多額の助成を行っているものについては、経営改善計画の策定及び実施を求めるとともに、その効果が得られない団体については、整理合理化を進めます。	実施 			総務課

【経営戦略4】－④－(1) 危機管理体制の構築

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度			担当課
			H24	H25	H26	
21	防災危機管理体制の確立	災害時に備え、町民主導による避難体制の構築を支援し、啓発活動を一層推進するとともに、大規模な災害のみならず様々な危機事象に対して、情報を迅速かつ円滑に収集・分析・伝達・共有化することにより、被害発生未然防止と拡大の抑制を図るため、危機管理マニュアルに基づき、全庁をあげて危機管理体制の確立を行います。	実施 			生活環境安全課

【経営戦略5】－①－(1) 定員管理の適正化

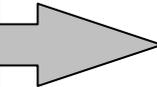
NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度			担当課																																										
			H24	H25	H26																																											
22	定員管理適正化計画に沿った定員管理(削減)の実施 ★H19	<p>町民サービスの向上と行政経費の節減を図るため、定員管理適正化計画に基づき、組織機構の再編や外部委託の推進により、次のとおり職員の削減を図ります。</p> <p><平成22年4月1日までの5年間の目標と実績></p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年4月1日</td> <td>▲3人</td> <td>▲4人</td> </tr> <tr> <td>平成19年4月1日</td> <td>▲3人</td> <td>▲6人</td> </tr> <tr> <td>平成20年4月1日</td> <td>▲3人</td> <td>▲1人</td> </tr> <tr> <td>平成21年4月1日</td> <td>▲2人</td> <td>▲2人</td> </tr> <tr> <td>平成22年4月1日</td> <td>▲7人</td> <td>▲6人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>▲18人</td> <td>▲19人</td> </tr> </tbody> </table> <p><平成27年4月1日までの5年間の目標と実績></p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年4月1日</td> <td>▲1人</td> <td>▲2人</td> </tr> <tr> <td>平成24年4月1日</td> <td>—</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>平成25年4月1日</td> <td>▲1人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成26年4月1日</td> <td>▲3人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成27年4月1日</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>▲5人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		計画	実績	平成18年4月1日	▲3人	▲4人	平成19年4月1日	▲3人	▲6人	平成20年4月1日	▲3人	▲1人	平成21年4月1日	▲2人	▲2人	平成22年4月1日	▲7人	▲6人	計	▲18人	▲19人		計画	実績	平成23年4月1日	▲1人	▲2人	平成24年4月1日	—	0人	平成25年4月1日	▲1人		平成26年4月1日	▲3人		平成27年4月1日	—		計	▲5人		実施 			総務課
	計画	実績																																														
平成18年4月1日	▲3人	▲4人																																														
平成19年4月1日	▲3人	▲6人																																														
平成20年4月1日	▲3人	▲1人																																														
平成21年4月1日	▲2人	▲2人																																														
平成22年4月1日	▲7人	▲6人																																														
計	▲18人	▲19人																																														
	計画	実績																																														
平成23年4月1日	▲1人	▲2人																																														
平成24年4月1日	—	0人																																														
平成25年4月1日	▲1人																																															
平成26年4月1日	▲3人																																															
平成27年4月1日	—																																															
計	▲5人																																															

【経営戦略5】－①－(2) 財政指標

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度			担当課													
			H24	H25	H26														
23	財政力等の指標	<p>[財政力指数] 地方公共団体の財政力を判断する理論上の指数で、この数値が1に近い程、財政に余裕があるとされています。 (目標値) 0.80 以上を目指します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>玉村町</th> <th>県平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19年度</td> <td>0.80</td> <td>0.76</td> </tr> <tr> <td>H20年度</td> <td>0.84</td> <td>0.79</td> </tr> <tr> <td>H21年度</td> <td>0.85</td> <td>0.78</td> </tr> <tr> <td>H22年度</td> <td>0.83</td> <td>0.75</td> </tr> </tbody> </table>		玉村町	県平均	H19年度	0.80	0.76	H20年度	0.84	0.79	H21年度	0.85	0.78	H22年度	0.83	0.75		総務課
			玉村町	県平均															
		H19年度	0.80	0.76															
		H20年度	0.84	0.79															
		H21年度	0.85	0.78															
		H22年度	0.83	0.75															
		<p>[経常収支比率] 毎年経常的に支出される経費に一般財源をいくら使ったかの割合で、健全な財政運営の目安となる数値です。(財政の硬直度を測る指標) (目標値) 88.0% 以内を目指します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>玉村町</th> <th>県平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19年度決算</td> <td>91.3%</td> <td>94.6%</td> </tr> <tr> <td>H20年度決算</td> <td>96.5%</td> <td>95.3%</td> </tr> <tr> <td>H21年度決算</td> <td>93.9%</td> <td>94.2%</td> </tr> <tr> <td>H22年度決算</td> <td>84.7%</td> <td>88.4%</td> </tr> </tbody> </table>		玉村町	県平均	H19年度決算	91.3%	94.6%	H20年度決算	96.5%	95.3%	H21年度決算	93.9%	94.2%	H22年度決算	84.7%	88.4%		
			玉村町	県平均															
		H19年度決算	91.3%	94.6%															
		H20年度決算	96.5%	95.3%															
H21年度決算	93.9%	94.2%																	
H22年度決算	84.7%	88.4%																	
<p>[実質公債比率] 一般会計が負担する地方債の償還額のほか、下水道事業特別会計の地方債の償還額に対する一般会計の負担額を含めた額を実質的な公債費の指標です。地方財政健全化法では、実質公債費比率が早期健全化基準(25%)以上となった場合は、財政健全化計画を定め、早期健全化に努めなければなりません。 (目標値) 10.0% 以内を目指します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>玉村町</th> <th>県平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19年度決算</td> <td>7.7%</td> <td>11.9%</td> </tr> <tr> <td>H20年度決算</td> <td>7.6%</td> <td>11.6%</td> </tr> <tr> <td>H21年度決算</td> <td>7.0%</td> <td>11.0%</td> </tr> <tr> <td>H22年度決算</td> <td>6.4%</td> <td>10.3%</td> </tr> </tbody> </table>		玉村町	県平均	H19年度決算	7.7%	11.9%	H20年度決算	7.6%	11.6%	H21年度決算	7.0%	11.0%	H22年度決算	6.4%	10.3%				
	玉村町	県平均																	
H19年度決算	7.7%	11.9%																	
H20年度決算	7.6%	11.6%																	
H21年度決算	7.0%	11.0%																	
H22年度決算	6.4%	10.3%																	
<p>[人件費負担比率] 人件費の増大は、財政運営の硬直化の大きな要因となるため、適正な定員管理により人員削減を図り、人件費総額を抑制します。 (目標値) 当該年度の決算額に占める割合を18.0% 以内を目指します。 (歳出総額に占める人件費の割合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>玉村町</th> <th>県平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19年度決算</td> <td>20.4%</td> <td>20.0%</td> </tr> <tr> <td>H20年度決算</td> <td>19.0%</td> <td>19.3%</td> </tr> <tr> <td>H21年度決算</td> <td>16.8%</td> <td>17.6%</td> </tr> <tr> <td>H22年度決算</td> <td>18.2%</td> <td>17.2%</td> </tr> </tbody> </table>		玉村町	県平均	H19年度決算	20.4%	20.0%	H20年度決算	19.0%	19.3%	H21年度決算	16.8%	17.6%	H22年度決算	18.2%	17.2%				
	玉村町	県平均																	
H19年度決算	20.4%	20.0%																	
H20年度決算	19.0%	19.3%																	
H21年度決算	16.8%	17.6%																	
H22年度決算	18.2%	17.2%																	

24	収納率の向上 ★H19	<p>税源の移譲により自主財源は増加したが、それに伴い町税の滞納額が年々増加傾向にあるため、滞納者に対し、納付を促す働きかけを徹底する必要があります。そのため、「収納率向上」、「滞納額の圧縮」、「税込確保」を基本に、徴収事務の合理化・効率化を図ります。</p> <p>各所管の連携を強化し、現在行っている延長窓口の拡大に加え、休日・夜間の納税相談等の窓口の開設を検討するとともに、広報紙等を通じた納期内納付や口座振替制度、コンビニ収納を推進します。また、納税相談の充実、電話催告や臨戸訪問による徴収を一層強化するとともに、財産を調査し、差押・公売等を積極的に実施します。</p> <p>さらに、町民負担の公平性と財源確保の観点から、滞納による町財政への影響を公表し、滞納者に対する行政サービスの制限を検討するなど、滞納額の圧縮に努めます。</p> <p>[町税] (目標値) 現年収納率を 98.3% 以上に引き上げます。</p> <table border="1" data-bbox="544 571 1267 715"> <thead> <tr> <th></th> <th>玉村町</th> <th>県平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19 年度決算</td> <td>97.5%</td> <td>97.6%</td> </tr> <tr> <td>H20 年度決算</td> <td>98.1%</td> <td>97.8%</td> </tr> <tr> <td>H21 年度決算</td> <td>97.9%</td> <td>97.6%</td> </tr> <tr> <td>H22 年度決算</td> <td>98.2%</td> <td>97.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>[国民健康保険税] (目標値) 現年収納率を 90.0% 以上に引き上げます。</p> <table border="1" data-bbox="544 794 1267 938"> <thead> <tr> <th></th> <th>玉村町</th> <th>県平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19 年度決算</td> <td>91.4%</td> <td>90.9%</td> </tr> <tr> <td>H20 年度決算</td> <td>89.2%</td> <td>88.5%</td> </tr> <tr> <td>H21 年度決算</td> <td>88.4%</td> <td>88.0%</td> </tr> <tr> <td>H22 年度決算</td> <td>89.8%</td> <td>89.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>[介護保険料] (目標値) 現年収納率を 99.0% 以上に引き上げます。</p> <table border="1" data-bbox="544 1018 1267 1161"> <thead> <tr> <th></th> <th>玉村町</th> <th>県平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19 年度決算</td> <td>98.8%</td> <td>98.7%</td> </tr> <tr> <td>H20 年度決算</td> <td>98.9%</td> <td>98.2%</td> </tr> <tr> <td>H21 年度決算</td> <td>98.6%</td> <td>98.6%</td> </tr> <tr> <td>H22 年度決算</td> <td>98.6%</td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、その他税外収入(町営住宅家賃・保育料・給食費・上下水道料金)についても収納率の向上に努めます。</p>		玉村町	県平均	H19 年度決算	97.5%	97.6%	H20 年度決算	98.1%	97.8%	H21 年度決算	97.9%	97.6%	H22 年度決算	98.2%	97.9%		玉村町	県平均	H19 年度決算	91.4%	90.9%	H20 年度決算	89.2%	88.5%	H21 年度決算	88.4%	88.0%	H22 年度決算	89.8%	89.0%		玉村町	県平均	H19 年度決算	98.8%	98.7%	H20 年度決算	98.9%	98.2%	H21 年度決算	98.6%	98.6%	H22 年度決算	98.6%	%				税務課 健康福祉課 都市建設課 子ども育成課 学校教育課 (給食センター) 上下水道課
	玉村町	県平均																																																	
H19 年度決算	97.5%	97.6%																																																	
H20 年度決算	98.1%	97.8%																																																	
H21 年度決算	97.9%	97.6%																																																	
H22 年度決算	98.2%	97.9%																																																	
	玉村町	県平均																																																	
H19 年度決算	91.4%	90.9%																																																	
H20 年度決算	89.2%	88.5%																																																	
H21 年度決算	88.4%	88.0%																																																	
H22 年度決算	89.8%	89.0%																																																	
	玉村町	県平均																																																	
H19 年度決算	98.8%	98.7%																																																	
H20 年度決算	98.9%	98.2%																																																	
H21 年度決算	98.6%	98.6%																																																	
H22 年度決算	98.6%	%																																																	

【経営戦略5】－③－(1) 受益者負担の適正化

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度			担当課
			H24	H25	H26	
25	受益者負担の見直し	適正な受益者負担を導くため、各々の行政サービスに係るコスト分析を行い、受益の負担が著しく低いものや、現在無料で行っている行政サービスで、受益者が限定されるものについては、受益に応じた負担という観点から、その適正化を図るため、検討委員会を設置し、3年毎に定期的な見直しを行います。	実施 			総務課 関係課

【経営戦略5】－③－(2) 全庁的な歳入確保

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度			担当課
			H24	H25	H26	
26	広告料の研究	厳しい財政状況を踏まえ、自主財源の確保を図るため、町内企業をはじめとした民間広告を広報紙、封筒、乗合タクシー等に掲載し、広告料収入として財源を確保します。	実施 			総務課
27	未利用財産の売り払い	公有財産の効果的かつ効率的な活用を図る観点から、全庁的な検討体制のもと、行政目的に使用していない財産についての洗い出しを行い、利用計画のない財産については、他の用途への転用を積極的に推進するとともに、財源確保の面からも、処分可能なものについては、計画的な売り払いを行います。 また、利用計画があっても、当面利用のない財産については、賃貸借等による活用を図り、財源確保に努めます。	実施 			総務課

【経営戦略5】－④－(1) 補助金の整理・合理化、透明性の向上

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度			担当課
			H24	H25	H26	
28	補助金の見直し	「補助金見直しに関する指針」を策定し、補助金交付団体については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、終期の設定やPDCAサイクルに則った不断の見直しなど、住民等に対する説明責任を果たしながら、計画的に廃止・縮減を行い、その整理・合理化を進めるとともに、透明性の向上を図ります。	実施 			総務課

【経営戦略5】－④－(2) 公共工事のコスト縮減

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度			担当課
			H24	H25	H26	
29	公共工事のコスト縮減	<p>工事の設計にあたっては、「最小の経費で最大の効果」をあげられるよう設計段階において、建設単価やグレード、規模等について、さらなる創意工夫を行うとともに、新工法の導入や技術改善によるコスト縮減や工期の短縮等を図るため、当初設計または変更設計での見直しを積極的に行います。</p> <p>また、工事の計画・設計段階から発注に至るまで、コスト縮減の観点に立って総点検するほか、設計者のみでなく請負者からも提案を受け入れ、良いものは取り込み、同じ成果をより効率よく達成させるとともに、他の自治体の実例等も勘案して工事対象施設の使用目的に沿った仕様に改め、コスト縮減を図ります。</p>	実施 			関係課
30	多様な入札制度の活用	<p>現在、大規模な建築工事については、指名競争入札に加え一般競争入札や公募型指名競争入札を実施しており、広く業者を公募し、競争性を図っています。</p> <p>更なる入札・契約制度の公平性、透明性及び客観性を高めるため、電子入札やプロポーザル方式を取り入れるなど、新たな入札・契約制度を積極的に活用します。</p> <p>また、建設工事においては、著しい低価格入札の防止、契約内容に適合した履行確保と品質の確保を図るため、総合評価落札方式、低入札価格調査制度、最低制限価格制度を活用します。</p>	実施 			総務課

【経営戦略5】－④－(3) 監査の充実

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度			担当課
			H24	H25	H26	
31	監査機能の強化の研究	<p>監査機能の専門性・独立制を高めるとともに、行政運営の透明性を一層高めるため、監査機能の強化を図ります。監査対象・監査手続が、固定した前例踏襲的な監査とならないよう、過去の実施状況の勘案及び当該年度の最優先課題を考慮した計画的な監査を実施し、定期監査や随時監査の監査業務について、より一層充実を図ります。</p>	実施 			議会事務局

【経営戦略5】－⑤－(1) 地域産業の活性化

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度			担当課
			H24	H25	H26	
32	スマートIC周辺関連事業の推進	<p>東毛広域幹線道路は平成26年度に暫定2車線、平成29年度には4車線化となる見込みです。また、関越自動車道との交通結節点にはスマートICが平成25年度開通の予定です。スマートIC周辺を東毛広域幹線道路の整備と合わせて、広域交通の利便性を活かし、道の駅や産業拠点の整備による交流人口の増加を目指しながら交流・連携を推進し、本町の新たな玄関口としてまちづくりを進めていきます。</p>	実施 			都市建設課

33	企業誘致の積極的な推進 ★H17	<p>地域経済活性化のため、町内に事業所を新設又は拡張する事業者に対して優遇措置を講ずることにより企業誘致を促進し、産業の振興及び雇用機会の拡大を図るとともに、定住人口の増加及び収入の増加を図ります。</p> <p>そのため、企業の誘致条例の制定など、企業のニーズに合わせた誘致方法を検討し、町財政強化のための税収増や雇用の拡大を目指すなど、総合的に誘致活動を推進します。</p> <p>また、東毛広域幹線道路の整備に伴う、本町の優れた交通条件を活かし、企業誘致に向けた既存工業団地の拡張と新たな産業団地の確保を進めます。</p>		都市建設課
34	起業・創業と経営の支援 ★H17	<p>商店街空店舗利用による起業の支援に加え、新たな起業・創業を支援するため、起業家向けの講座やより実践的な経営指導など、「新たな個店の創出」に向けて、積極的な支援を行います。</p> <p>また、個々の商店（リテール）が、どうすればもっと消費者ニーズにマッチしたものとなるのか、繁栄するのかなど、商店の魅力向上・活性化に向けた意欲ある取り組みをソフト面からきめ細かく支援（サポート）し、商店経営者向けの講座や魅力向上に取り組む個店への総合的な経営指導を行うなど、意欲的な経営者の育成と魅力的な個店づくりを推進します。</p>		経済産業課
35	構造改革特区の検討	<p>地域経済の活性化のためには、規制改革を行うことによって、民間活力を最大限に引き出し、民業を拡大することが重要です。地域住民や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を設け、構造改革特区の導入を研究します。</p> <p>この構造改革特区を導入することで、地域の特性に応じた産業の集積や新規産業の創出等により、地域経済の活性化を進めます。</p> <p>また、子育て支援や官学一体となった施策などについても構造改革特区の可能性を検討します。</p>		経営企画課

【経営戦略5】－⑤－(2) 農業の振興

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度			担当課
			H24	H25	H26	
36	地産地消の推進 ★H17	<p>地産地消の普及には、地元産の「食」に関する生産者と消費者との信頼関係の構築、地元産を手軽に購入できる仕掛けを町内各地にめぐらせることが必要です。</p> <p>そのためには、生産者だけでなく、消費者の意見を聞くことも重要であり、JA・地元農家・地元消費者を中心とした「玉村町地産地消推進協議会」を設置し、地産地消の啓発・普及を図るとともに、農業の振興及び地域経済の活性化を推進します。</p>		経済産業課		
37	生産者と消費者の交流事業を通じた農業振興、農村活性化 ★H17	<p>広義のグリーンツーリズムによる農業体験を軸にした生産者と消費者の交流事業を通じた農業振興、農業活性化を図ることが求められています。</p> <p>そのため、都市生活者や消費者らが農業体験・郷土料理体験を楽しめる交流事業のプログラムやイベントを設け、その「交流」を通して農業振興・農村活性化を目指す新しい農村サービス活動を創出します。</p>		経済産業課		

38	地元農産物の加工所の建設 ★H17	<p>近年、「食」に対する「安心」「安全」への関心、「食」への健康志向、食生活の変化に伴う、利用しやすい農産物のニーズなど、消費者目線にあった農産物の生産が必要となっています。そこで、JAの直売所で売る「新鮮野菜」や農産物の利用価値を高めた簡易加工品などが、地域のオリジナル特産品として、再評価されつつあるのが現状です。</p> <p>小麦や米、野菜や畜産物などの地元農産物のブランド化や消費の志向に合わせた簡易な加工品の開発を行うことで、地域はもちろん、広く近隣の消費者に求められる農産物の提供を行い、消費者に広くアピールすることによって、収益力の高い地域農業の育成を図るため、地元農産物の加工、特産品の開発などを目的としたパッケージングや農産加工を行う施設及びその農産物を販売する施設の設置を支援し、農業の振興及び地域経済の活性化を推進します。</p>	検討			経済産業課
						

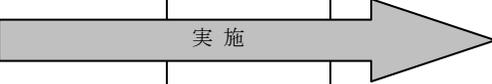
【経営戦略5】－⑤－(3) 観光の振興

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度			担当課
			H24	H25	H26	
39	観光の振興	<p>昨年度の群馬デスティネーションキャンペーン事業に引き続き、さらなる観光事業の推進を継続して実施します。主な事業は、観光情報媒体の構築事業として、町ホームページに観光専用ページを作成し、タイムリーな観光情報を全国に発信します。また、町を全国にPRし町の象徴となるマスコットキャラクターを制作し、町の振興事業に活用します。合わせて、新たな観光資源の洗い出しも随時行っていきます。</p>	実施			経済産業課

【経営戦略5】－⑤－(4) 定住促進

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度			担当課
			H24	H25	H26	
40	「住みたいまち・たまむら」住民誘致戦略	<p>本町の持続的発展には、働き盛りの転入者を増やすことが必要不可欠と考え、第5次総合計画では、「若い世代」をターゲットとした転入促進を地域経営の基本方針に定めました。この目標を達成するには、子育て環境の拡充など積極的な行政サービスの提供や、雇用機会の豊富な提供、住宅用地の確保など転入促進につながる事業を総合的・継続的に展開しなければなりません。</p> <p>最も肝心なことは、若い世代が数あるまちの中から本町を選ぶ、すなわち本町の優位性がターゲットである若い世代に伝わるような積極的な情報発信に努め（不動産業界にPR活動など）、住民誘致の実現につなげます。</p>	実施			経営企画課

【経営戦略5】－⑤－(5) ゴミの減量化・資源化の促進

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度			担当課
			H24	H25	H26	
41	ゴミの減量化・分別化・資源化の推進 ★H17 ★H19	<p>資源の有効活用や省エネルギー、ゴミの減量化・資源化の促進、新エネルギーの導入などは、真に住みよい循環型社会を育むとともに、行政コスト低減にもつながります。</p> <p>そのため、住民・事業者・行政が相互協力し、低コストでも実効のある、資源・環境に配慮したまちづくりを推進するため、住民の意識改革の醸成（ゴミの減量化、資源化、ゴミ分別などを目的とする地区レベルの組織化及び組織の活用の徹底と住民を対象とした啓発活動の徹底など）やゴミ全体を町の資源として活用するシステムの構築（ゴミ資源化を実行あるものとする条例化の研究など）を推進します。</p>				生活環境安全課
42	一般廃棄物処理の有料化★	<p>全国的に、一般廃棄物処理有料化の流れが進んでおり、国においても「原則有料化」との方針が打ち出されています。</p> <p>「適切な料金設定」と「丁寧な住民説明」を前提とし、「ゴミ有料化」は、廃棄物の排出抑制と分別・リサイクル促進に効果があるとともに、ゴミ問題に対する住民理解を深めるために効果があるため、他の自治体の動向を見ながら、一般廃棄物処理の有料化を検討し、ゴミ処理に係るコスト削減、処理施設の延命化を図るとともに、ゴミを出さない生活習慣を一層啓発し、ゴミ分別の徹底、減量化、再資源化を推進します。</p>				生活環境安全課

【経営戦略6】－①－(1) 効果的・効率的な行政手法の導入

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度			担当課
			H24	H25	H26	
43	行政評価制度の導入	<p>評価結果を、業務改善や予算編成、総合計画の進行管理や業績評価における実績評価など活用することを目的に行政評価制度を構築し、経営型行政運営の定着を図ります。</p> <p>導入の推進にあたっては、行革、企画、財政、人事部門が連携して、年間スケジュールの共同設計、帳票の設計と統合、評価結果の反映方法などを検討していくために、「行政評価推進事務局」を設置します。</p>				経営企画課

【経営戦略6】－②－(1) 指定管理者制度の導入

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度			担当課
			H24	H25	H26	
44	指定管理者制度の導入推進	<p>多様化する町民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、指定管理者制度導入に係る指針に基づき、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、町民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、指定管理者制度の導入を推進します。</p> <p><目標実施年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会体育館 → 平成 25 年度 ・総合運動公園 → 平成 25 年度 ・東部工業団地内運動公園 → 平成 25 年度 	検討	実施		健康福祉課 都市建設課

【経営戦略6】－②－(2) 監理チェック体制の強化

NO.	実施項目	取組内容及び効果	実施年度			担当課
			H24	H25	H26	
45	委託施設の監理チェック体制の強化 ★H19	施設管理の委託先に対する業務内容の確認や費用対効果の検証など、業務の監理やチェック機能を強化する体制づくりを行います。	実施			総務課

※ 地方公営企業も、これらに準じた経営健全化を実施します。